

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 1 2 月 4 日

会 員 各 位

(社)滋賀県トラック協会

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領  
(貨物自動車の安全対策普及事業の部)の制定について

平成 2 1 年 1 2 月 2 日付け、(社)全日本トラック協会より、下記のとおり事務連絡がありましたみだしのことについて、別添のとおり案内いたします。

\* 付記

本件の詳細問い合わせ先  
滋賀県運輸支局  
運輸企画担当 藤原専門官  
TEL 077-585-7253

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 1 2 月 2 日

都道府県トラック協会  
交通安全対策安全対策担当者 殿

(社)全日本トラック協会  
交通・環境部長 井出 廣久

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領(貨物自動車の安全対策普及事業の部)の制定について(国土交通省)

拝啓 時下ますますのご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に関し、ご理解、御協力を賜り、厚くお申し上げます。

さて、標記に関しまして、国土交通省から自動車事故対策補助金交付要綱実施要領(貨物自動車の安全対策普及事業の部)の制定について別添のとおり通知がありましたので、送付いたします。

今回の補助金は、貨物自動車運送事業者が事業者間、又は荷主との連携により要件を満たす安全対策事業を実施する際に事業総額の1/2を上限300万円まで(下限額100万円)交付するものです。

敬 具

# 平成21年度貨物自動車の安全対策普及事業の概要

平成21年11月27日  
国土交通省  
自動車交通局貨物課

## 1. 事業の趣旨

貨物自動車運送事業における安全対策の強化・充実を図り、自動車事故を防止するため、事業者等の連携による運行安全に関する取組に要する経費に補助を行うものである。

## 2. 主な補助要件

### (1) 補助対象事業

事業者等の連携（荷主を含む）による安全対策事業（取組途上事業も対象）

※ 単なる安全機器の導入に過ぎない事業は対象外

### (2) 補助対象事業者の要件

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営業者、貨物自動車運送事業者が加入する協同組合又は当事業に関わる荷主事業者

### (3) 結果の公表

事業内容・結果については、公表する。

## 3. 補助金額

- ・ 1事業あたりの補助金交付額は原則300万円を超えない額（下限額は100万円）
- ・ 申請の本数、事業規模及び内容により、補助金交付額の査定を行う。

## 4. 補助金予算

3,200万円

## 5. 申請受付期間

平成21年12月1日～平成21年12月28日

※予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了する。

## 6. 申請手続等

地方運輸局又は都道府県運輸支局へ補助金交付申請書及び添付書類を送付した後、国土交通省自動車交通局貨物課において審査する。

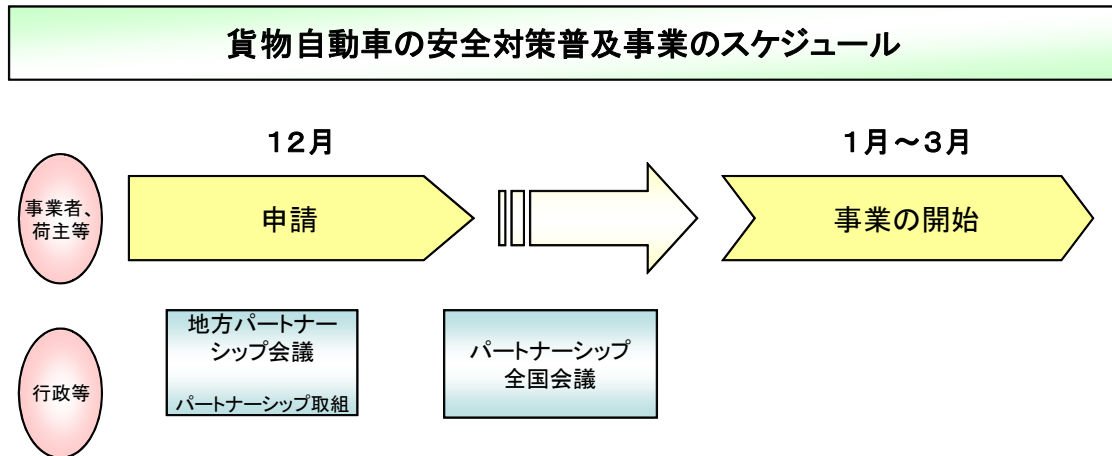
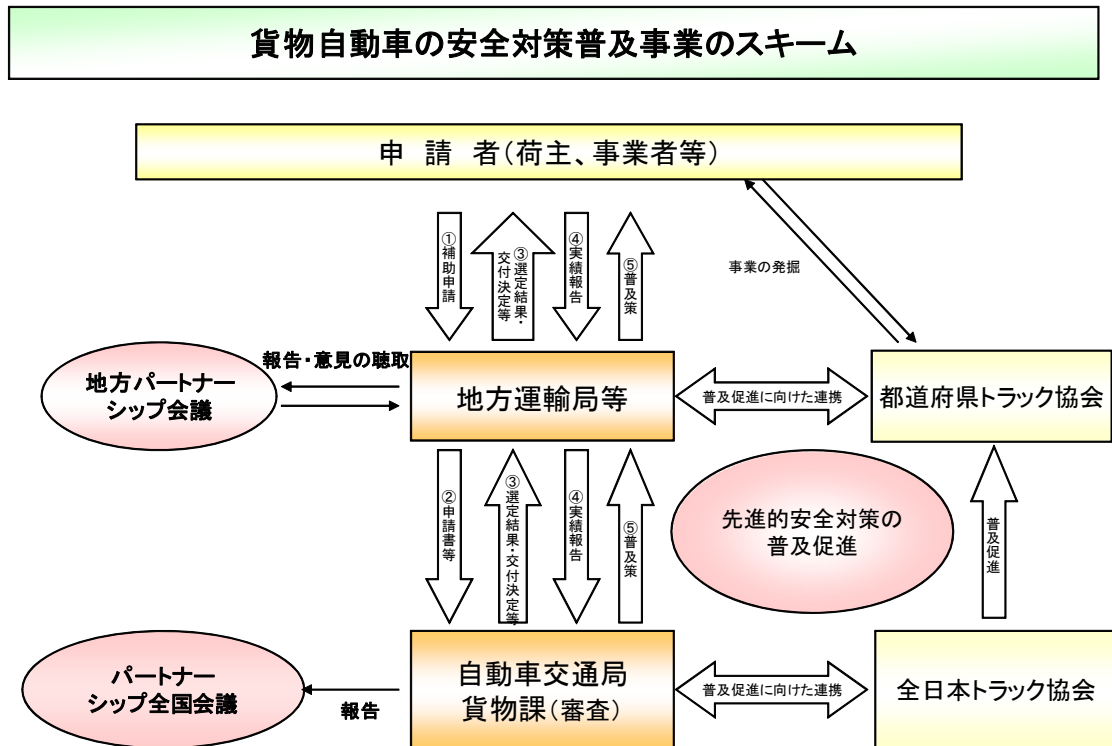
## 7. 交付決定

本事業の趣旨に合致し、安全対策普及事業としてふさわしい事業を国土交通省自動車交通局貨物課において審査し、交付決定する。

## 8. 補助金の交付時期

事業が終了し、事業実績報告書を受けた後、交付する。

## 9. 手続きの流れ



11月～12月	補助金交付申請
1月初旬	自動車交通局貨物課で審査
1月中旬	交付決定 → 事業着手(3月中旬まで)
3月下旬	実績報告書の提出
3月下旬以降	額の確定 → 補助金請求 → 支払

別 表 補助対象事業 貨物自動車の安全対策普及事業費補助

(事業の趣旨)

貨物自動車運送事業における安全対策の強化・充実に資し、自動車事故を防止するため、事業者等の連携による運行安全に関する取組に要する経費に補助を行うものである。

補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率
貨物自動車運送事業者等	事業者等の連携（荷主を含む）による安全対策事業	1 / 2
補助金の額の確定	次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額に1/2を乗じて得た額（ただし、実績額から収入を控除した額を上限とする。） (2) 補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）	
申請期限	第4条の申請期限は、原則として、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の12月28日までとする。	

(注)

(用語の定義)

1. 用語の定義は以下のとおり。

「貨物自動車運送事業者等」：貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営業者、貨物自動車運送事業者が加入する協同組合及び当事業に関わる荷主をいう。

(補助対象経費)

2. 補助対象経費に係る消費税のうち仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。

なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を申請書に添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。この場合は、第11号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 補助対象事業者が、交付決定以前から行っている事業は、補助対象としないものとする。

(補助金の額)

4. 一の補助事業に係る補助金交付額の下限額は、100万円とする。